

生活・文化・言葉等の違いで

地域や会社で困っている外国人の方がいませんか

本市には4月末現在、千人の外国籍の方が住んでいます。地域や会社など皆さんの周りで、生活や文化、言葉などの違いで困っている外国人の方はいませんか。本市では、次のような事業を実施し、外国人市民も暮らしやすいと感じ、活躍できるまちづくりを進めています。



市役所本庁舎に外国人相談窓口を設置

日本の生活で困ったことや分からないことがある外国人市民が、安心して相談できる「外国人相談窓口」を市役所本庁舎1階に設置しました。多言語相談員を配置し、英語とタガログ語で対応します。気軽に相談してください。

- ▶相談時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
- ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く
- ▶場所 本庁舎1階 外国人相談窓口(生活環境課の隣)
- ▶対応言語 英語・タガログ語
- ※タガログ語は、月・火・木曜日です。

※相談員が話すことができない言語は、翻訳や通訳の機械を使って相談することができます。

▶対応内容

- ▷外国人の方が転入した際の手続き支援(通訳等)
- ▷市の生活情報の提供(多言語リビングガイドの説明)
- ▷困りごとの相談受付など

《問合せ》地域づくり課 ☎23-0341
 メール advisory-service@city.toyooka.lg.jp



外国人相談窓口ホームページ

2つの団体が日本語教室を開設



豊岡市国際交流協会とNPO法人にほんご豊岡あいうえおでは、外国人市民を対象に日本語教室を開設しています。日本語を話すレベルによってクラス分けをしています。日本語を勉強したい方は、問い合わせてください。

なお、現在、日本語学習支援ボランティアを募集しています。

生活相談や日本文化を学べる

「多文化交流サロン」



多文化交流サロンでは、外国人市民を対象に生活相談を実施しています。普段の生活で困っていることの相談や日本の生活文化、防災に関する知識を学ぶことができます。また、誰でも参加できる交流事業も実施しており、日本や外国の文化を知ることができます。

- ▶開催日 毎月第2・4土曜日
- ▶開催時間 午後1時30分～4時30分
- ▶場所 アイティ4階WACCU TOYOOKA 学習室A
- 《問合せ》豊岡市国際交流協会 ☎24-5931
- NPO法人にほんご豊岡あいうえお ☎20-4037

支援団体が活動をFacebookで発信中

豊岡市国際交流協会



NPO法人にほんご豊岡あいうえお



多様な人々と共に生きよう

～多様性を受け入れ、支えあうまちに～

外国人市民が増えています。このまちの一員として共に暮らし、地域を活性化していく市民としてお互いの理解を深めるため、外国人市民の皆さんの豊岡での暮らしなどをシリーズで紹介しています。

《問合せ》地域づくり課 ☎23-0341

vol9 パルパティ・ガウタム(ネパール出身)

豊岡の雪景色に感動

ネパール出身の私の夫は、専門学校や大学に在籍していた頃から日本で生活しています。一方、私は2020年春、城崎町にきました。春でしたが、まだ肌寒かったです。でも、まさに桜シーズンで、とてもきれいでした。寒さが吹き飛ばしました。豊岡で初めて雪を見たときは感動し、子どものようにはしゃぎました。雪だるまも作りました。但馬ブーツ(雪用の長靴)も買いました。日本は四季折々の景色を楽しむことができ、とても魅力的です。

日本食では天ぷら、ラーメン、チキンバーガーが好きです。値段が高いですが、カニも好きです。ネパールは海がありません。城崎は海がすぐそこにあるので、海の食べ物が新鮮で、とてもおいしいです。

日本語教室で日本文化に触れる

来豊してすぐ、ネパール出身の友達に誘われてあいうえお主催の日本語教室に行くようになりました。教室では、もちろん日本語の勉強をしますが、日本の文化などにも触れる機会があ

ります。日本語の先生のおかげで着物を着る機会がありました。「帯がきつくないですか」「苦しくないですか」と何回も聞かれましたが、とても着心地が良く、鏡で自分を見て、きれいと思いました。草履に慣れていなかったのですが、歩くとき、少し痛かったですが…。



故郷には世界遺産のチトワン国立公園が

ネパールといえば、ヒマラヤ山脈を思い浮かべる人が多いと思いますが、私の故郷は1984年に世界遺産に登録されたネパールのチトワン国立公園がある地域です。国立公園内にはいろいろな動物がいます。暑い日にはゾウが観光客を背中に乗せ、川に入り、水浴びをします。ゾウの背中に乗って水浴びをするのはとても気持ちがいいです。機会があれば、ぜひネパールに行ってみてください。

(インタビュー：NPO法人にほんご豊岡あいうえお)

ご存じですか家屋調査

公平で適正な課税を行うために

公平で適正な課税を行うために市内の家屋調査を実施しています。固定資産税は、市民税とともに、公共サービスを提供するための重要な財源の一部ですので、協力をお願いします。

🏠 課税対象になる基本的な要件は 3つ

- 1 土地に定着している
- 2 屋根・壁がある
- 3 居住・貯蔵等用途性がある

🏠 こんな調査をしています

- ▷ 建築中の家屋や解体中の家屋がないかを調査します。
- ▷ 課税の情報と現況を比較して、課税されていない家屋や、すでに取り壊しされている家屋を確認します。

🏠 家屋のよくある質問Q&A

Q市から調査依頼の手紙が届きました。

A現地で外観調査を行ったあと、より詳しい調査に協力をお願いする案内文を送付することがあります。

Q自分で建てた簡易なプレハブ倉庫でも固定資産税がかかりますか。

A簡易な建物でも登記が可能であると判断できれば、課税対象となります。なお、カーポートは登記ができないため、課税対象外です。

Q建築確認申請が不要ならば固定資産税はかかるか聞きました。

A課税になる場合があります。母屋を増築した場合は、基本的に課税対象となります。

《問合せ》税務課 ☎21-9046